

Brain Corporation EULA データ保護追加契約

本 EULA データ保護追加契約（「**追加契約**」）は、お客様（「**エンドユーザー**」）と Brain Corporation（「**Brain**」）の間のエンドユーザー使用許諾契約書（「**EULA**」；本文書において EULA および追加契約を合わせて「**契約**」と呼ぶものとします）に組み込まれ、その諸条件の対象となります。

1. **定義された用語。** 本追加契約で使用されている用語のうち、本文書に別段の定義がないものは、EULAに記載されているものと同一の意味を持つものとします。
 - a. 「**関連会社**」とは、直接的または間接的に対象事業体を支配し、対象事業体によって支配され、または対象事業体と共通の支配下にある事業体を指します。本定義において「**支配**」とは、対象事業体の議決権の 50%を超える直接的または間接的な所有または支配を指します。
 - b. 「**BrainOS 搭載ロボット**」とは、本ソフトウェアを搭載し、EULA に基づく有効なサブスクリプションの下で提供されるロボットを指します。
 - c. 「**エンドユーザー個人データ**」とは、BrainOS 搭載ロボットのソフトウェア使用時に、エンドユーザーの従業員、契約業者、または他の指定代理人によって Brain に提供された個人データを指します。
 - d. 「**管理者**」とは、個人データ処理の目的および手段を決定する事業体を指します。
 - e. 「**データ法**」とは、関連法域において個人データ処理に適用されるデータ保護およびプライバシーに関する法規制を指します。
 - f. 「**データ主体**」とは、エンドユーザー個人データに関連して識別された、または識別可能な者を指します。
 - g. 「**EEA**」とは欧州経済領域を指します。
 - h. 「**欧州データ法**」とは、欧州の管轄区域で適用されるすべてのデータ保護およびプライバシーに関する法規制を指し、EEA 領域については、一般データ保護規則（EU）2016/679 および後継法とそれに関連する各国の実施（「**GDPR**」）、英国については、United Kingdom Data Protection Act 2018 を含みます。
 - i. 「**非欧州データ法**」とは、別紙 IV に記載されている欧州管轄区域外で適用されるすべてのデータ保護およびプライバシーに関する法規制を指します。
 - j. 「**個人データ**」とは、適用されるデータ法に基づく個人データを指します。
 - k. 「**処理**」とは、自動化された手段によるか否かに関わらず、エンドユーザー個人データまたはエンドユーザー個人データの集合に対して行われるあらゆる操作または一連の操作を指します。これには、収集、記録、整理、構築、保存、改作もしくは変更、検索、参照、使用、送信による開示、拡散もしくはその他の方法による提供、調整もしくは組み合わせ、制限、消去、または破壊などが含まれます。
 - l. 「**セキュリティインシデント**」とは、本サービスに関連して次のものを指します：(i) エンドユーザー個人データの喪失または誤用（手段は不問）；(ii) エンドユーザー個人データの不注意な、不正な、および/または違法な開示、処理、変更、破損、販売、貸与、もしくは破壊、またはエンドユーザー個人データに関するその他の違反行為；(iii) 本サービスにおけるエンドユーザー個人データの脆弱性の侵害もしくは攻撃；または (iv) 本条項 (1.k.i) もしくは (1.k.iii) に記載された事象のいずれかにつながる、エンドユーザー個人データの脆弱性の確認された暴露もしくは攻撃（作為または不作為に起因する可能性があります）。
 - m. 「**サービス**」とは、EULA に基づいて Brain がエンドユーザーに提供するサービスを指します。
 - n. 「**標準契約条項**」または「**SCC**」とは、欧州議会および理事会規則（EU）2016/679 に従った十分なデータ保護水準を確保していない第三国で設立された処理者への個人データ移転のた

めの標準契約条項に関する 2021 年 6 月 4 日付け欧州委員会実施決定 (EU) 2021/914 に基づき、エンドユーザーと Brain の間で締結され、別紙 V として添付されている契約書を指します。

- o. 「復処理者」とは、処理を実行するために、本追加契約の別紙 III に従って Brain が雇用する第三者を指します。
- p. 「期間」とは、EULA に基づく有効なサブスクリプション期間を指します。

2. データの処理。

- a. **両当事者の役割。**両当事者は、本サービスに基づくエンドユーザー個人データの処理に関して、エンドユーザーは管理者であり Brain は処理者であることを確認します。
- b. **Brain による個人データの処理。**Brain およびその関連会社は、エンドユーザーが文書化した指示書に従って、エンドユーザー個人データを処理するものとします。Brain およびエンドユーザーは、別紙 I に記載された目的、期間、および他の詳細のために Brain およびその関連会社がエンドユーザー個人データを処理するものとするに同意します。
- c. **エンドユーザーのコンプライアンス義務。**本セクション 2 (データの処理) の一般性を制限することなく、エンドユーザーは以下を保証します：
 - i. エンドユーザーは、エンドユーザー個人データの精度、品質、および合法性、ならびにエンドユーザーがエンドユーザー個人データを取得した手段に対し、単独責任を負うものとします；
 - ii. エンドユーザーは、データ法に基づき適用される範囲において、本サービスの使用は、エンドユーザー個人データの販売または他の開示を拒否したデータ主体の権利を侵害しないことを明確に確認します；および
 - iii. エンドユーザーは、本追加契約に基づいておよび本追加契約に関連して行われ、GDPR 第 13/14 条の基準および要件に十分合致するエンドユーザー個人データのすべての処理について、影響を受けるデータ主体に、正確な、包括的な、簡潔な、明確な、および容易にアクセス可能な説明を提供するために、(エンドユーザー個人データが収集される状況の性質を考慮して) すべての必要な措置をこれまでに講じ、本期間中を通じて講じます。

3. データセキュリティ。

- a. **Brain のセキュリティ対策。**Brain は、自然人の権利および自由に対する様々な可能性および重大性のリスクと同様に、最先端技術、実施費用、処理の性質、範囲、状況および目的 (別紙 I に記載) に鑑み、別紙 II に詳述の通り、エンドユーザー個人データに対する偶発的または違法な破壊、喪失、改ざん、不正な開示またはアクセスからエンドユーザー個人データを保護するための技術的・組織的対策をこれまでに実施し、維持しています。Brain は、かかる更新および修正がエンドユーザー個人データの全体的セキュリティを著しく低下させないことを条件として、セキュリティプログラムを適宜更新または修正することができます。
- b. **Brain スタッフによるセキュリティコンプライアンス。**Brain は、業務遂行の範囲でアクセスを必要とし、適切な機密保持取り決めに従う社員、契約業者、および復処理者に対してのみ、エンドユーザー個人データへのアクセスを許可します。
- c. **Brain のセキュリティ支援。**エンドユーザー個人データの処理の性質および Brain が入手可能な情報に鑑み、Brain は以下の通り、エンドユーザーが GDPR 第 32 条から第 34 条までを含む欧州データ保護法に基づくエンドユーザー個人データに関する義務を順守するために必要な合理的支援をエンドユーザーに提供します：

- i. Brainの復処理者がセクション3(a)（セキュリティ対策）に従い、セキュリティ対策を実施し、維持していることを確認すること；
- ii. セクション4（セキュリティインシデント）の条件に従うこと；および
- iii. セクション5（監査）および本追加契約を含む本契約に従って、エンドユーザーに資料を提供すること。

4. セキュリティインシデント。

- a. **Brainの義務。**Brainは、実際のセキュリティインシデントを察知後、遅滞なくエンドユーザーに電子メールおよび/または電話で通知するものとします。Brainは、合理的措置を講じて、かかるセキュリティインシデントの原因を調査し、エンドユーザーへの被害を最小限に留め、かかるセキュリティインシデントの再発を防止するものとします。Brainは、かかるセキュリティインシデントを調査し、Brainのセキュリティプログラムおよび適用法に従い、かかるセキュリティインシデントに至った問題を排除または抑制するために必要な措置を講じるものとします。両当事者は、関連する公式声明または影響を受けるデータ主体に対する必須通知、および/または関連データ保護当局に対する通知の内容を作成するにあたり、誠意を持って調整することに同意します。
- b. **エンドユーザーの義務。**エンドユーザーは、関連公式声明または必須通知の内容への同意以外に、エンドユーザーに適用される事故通知法の順守およびセキュリティインシデントに関連する第三者への通知義務の履行に対し、単独責任を負います。セキュリティインシデントに関するBrainの通知または対応は、Brainがセキュリティインシデントに関する過失または責任を認めるものとして解釈されるものではありません。

エンドユーザーは、セクション4（セキュリティインシデント）に基づくBrainの義務に影響を及ぼすことなく、以下を含め、エンドユーザーが本サービスの使用に単独責任を負うことに同意します：

- i. 本サービスを適切に使用し、エンドユーザー個人データのリスクに応じた適切なセキュリティ水準を確保すること；
- ii. エンドユーザーが本サービスにアクセスするために使用するアカウント認証資格、システム、およびデバイスの安全性を確保すること；
- iii. 本サービスを提供するためにBrainが使用するエンドユーザーのシステムおよびデバイスの安全性を確保すること；および
- iv. エンドユーザー個人データをバックアップすること。

5. **監査。**Brainは、Brainのセキュリティプログラムの有効性を評価、テスト、およびモニタリングし、かかる評価、テスト、およびモニタリングの結果によって合理的に保証される場合には、Brainのセキュリティシステムを調整および/または更新します。Brainは、Brainのエンドユーザー個人データ保護プログラムの実施および維持、ならびに関連するデータ法のコンプライアンスに関する評価（「**監査報告書**」）を随時行うことがあります。エンドユーザーから合理的な要求があった場合、Brainはその時点で最新の監査報告書を提供するものとします；ただし、かかる監査報告書がBrainの機密情報であることにエンドユーザーが同意することを条件とします。
6. **法律上義務付けられた開示。**執行または行政機関、規制機関、その他の政府機関の召喚状、司法・行政・仲裁命令を含む法的要請、要求、命令に対応する目的で、Brainもしくは第三者の安全、財産、権利を保護する目的で、違法な、非倫理的な、もしくは法的に実行可能な活動を防止もしくは停止する目的で、または適用法を順守する目的で、Brainは、Brainの合理的裁量によって必要または適切であると判断した場合、エンドユーザー個人データおよびエンドユーザー

に関する他の情報を政府または法執行機関職員または民間人に開示することができます。適用法により別途義務付けられている場合を除き、Brain は、Brain が受領した、エンドユーザー個人データの処理に関連する法的要請、要求、および命令をエンドユーザーに通知します。

7. データ主体の権利。

- a. **要請に対するエンドユーザーの責任。** エンドユーザー個人データに関して Brain がデータ主体から要請を受けた場合、Brain はデータ主体に対し、エンドユーザーに要請を提出するよう助言し、エンドユーザーはかかる要請に対応する責任を負うものとします。
- b. **Brain のデータ主体要請支援。** エンドユーザー個人データの処理の性質に鑑み、Brain は復処理者に対し、エンドユーザーがデータ主体からの要請に対応する適用法上の義務を果たすうえで必要な合理的支援をエンドユーザーに提供するように要求します。該当する場合、これには、GDPR 第 III 章に明記されたデータ主体の権利行使の要求に対応するエンドユーザーの義務が含まれます。本サービスの一部として含まれるセルフサービス機能の提供を超える支援について、エンドユーザーは、要請に応じエンドユーザーに提供される Brain のプロフェッショナルサービスのその時点における料金を Brain に支払うものとします。

8. **EEA 域外へのデータ移転。** EEA 域内でエンドユーザー個人データの保管および/または処理が行われ、EEA またはスイス国外へのエンドユーザー個人データの移転が生じ、欧州データ保護法が当該データの移転に適用される場合、Brain およびその復処理者は、SSC に従って当該移転を行い、要請に応じて当該移転に関する情報をエンドユーザーに提供します。

9. **復処理者。** エンドユーザーは、エンドユーザーに代わりエンドユーザー個人データを処理する復処理者を Brain が雇用できることを認め、同意します。承認された復処理者のリストは、別紙 III に記載されています。エンドユーザーは、本契約に記載された性質および目的上、このようなすべての承認された復処理者にエンドユーザー個人データの処理が許可されることに同意します。Brain は、別紙 III に記載された復処理者リストを保持します。復処理者がエンドユーザー個人データの処理を開始する 10 暦日前以内に、Brain はウェブサイトを更新して新規復処理者を反映させます。エンドユーザーは 10 暦日の猶予が与えられ、新規復処理者の追加に対し合理的に異議を唱えられるものとします。

10. **記録の保持および破棄。** Brain は少なくとも本期間中、エンドユーザー個人データに関連してエンドユーザーに代わり実施した処理活動に関する記録を保持するものとします。本契約終了時、Brain は、保有するすべてのエンドユーザー個人データを削除するものとします。ただし、適用法で義務付けられる範囲で、Brain はかかるエンドユーザー個人データのコピーを保持することができます。

11. **通知。** 本契約に基づきエンドユーザーに与えることが義務付けられているまたは許可されている通知は、Brain とのエンドユーザーの主たる連絡先に提供することができます。本契約に基づき Brain に与えることが義務付けられているまたは許可されている通知は、privacy@braincorp.com への電子メール送信によって提供することができます。エンドユーザーは、当該電子メールの有効性を確認することに単独責任を負います。

12. **法域固有の条件。** 非欧州データ法に由来し保護されているエンドユーザー個人データを Brain が処理する限りにおいて、本契約に記載した条件に加え、これらの適用法域に関する別紙 IV で特定された条件がさらに適用されます。かかる法域固有の条件と本追加契約の間に矛盾が存在する場合は、当該法域固有の条件が優先するものとします。

13. **条項の効力。** 本契約に別段の定めがある場合を除き、別紙を含む本追加契約の条項は本契約の一部であり、本契約に組み込まれています。また、本追加契約の条項は、その主題に関する両当事者間の完全かつ排他的な合意を構成します。本追加契約と EULA の条項との間に矛盾または不一致が存在する場合は、本追加契約が優先されます。

別紙 I – 処理の詳細

主題	本契約に基づき、本契約に従って行われるエンドユーザー向け本サービスの一般的提供に関連した、一定の敷地内におけるエンドユーザーによる BrainOS 搭載ロボットの展開。
処理の期間	本契約に基づく Brain によるエンドユーザー個人データ処理の全体的期間は、本期間に加え、本期間の満了から本契約に従って Brain がすべてのエンドユーザー個人データを削除するまでの期間です。
処理の頻度	継続的
処理の性質および目的	Brain は、かかるエンドユーザー個人データを以下の目的で処理します： <ul style="list-style-type: none"> i. 本サービスの提供、サポート、メンテナンス等、本サービスをサポートするための処理（EULA に記載された他の処理を含む）。 ii. エンドユーザーとの通信、サポートチケットや要請の取り扱い、Brain とエンドユーザー間のビジネス関係の一般的サポートを含むがこれらに限定されない、本契約に合致したエンドユーザーの指示に従うための処理。 iii. EULA に記載された、および/または要求された処理。 iv. 本サービスの使用に関連して、エンドユーザーまたは自然人を特定できない匿名および/または集計データを作成および導出し、Brain の製品およびサービスの向上のためにかかるデータを使用、公表、または第三者と共有すること。
データおよびデータ主体のカテゴリ	データのカテゴリには、本サービスを使用するエンドユーザーの従業員、契約業者、または他の指定代理人の連絡先情報が含まれます。この情報には、姓名、ユーザー名、パスワード、携帯電話番号が含まれることがあります。 データ主体とは、本サービスのアクセス権を有するエンドユーザーの従業員、契約業者、または他の指定代理人を指します。 機密データは対象ではありません。
データの保有期間	エンドユーザー個人データは、本契約の目的に照らして必要または適切な期間を超えて保有されることはなく、適用される法、決定、および規制当局のガイドラインの対象となります。
復処理者の移転	復処理者の移転に関する情報については、別紙 III を参照してください。

別紙 II – セキュリティ対策

Brain のセーフガードには、処理によってもたらされるリスクおよび保護されるべき個人データの性質に適したセキュリティレベルを確保するために設計された、適切な技術的、物理的、および組織的な対策、基準、要件、仕様、または義務が含まれており、最先端技術；実施費用；処理の性質、範囲、状況、および目的；ならびに自然人の権利および自由に対する様々な可能性および重大性のリスクが考慮されています。データ輸入者が実施する技術的・組織的なセキュリティ対策の詳細は、本追加契約に記載されています。

別紙 III – 承認された復処理者

エンドユーザーは、承認された Brain 復処理者リストを
<https://www.braincorp.com/brain-corp-data-sub-processors/>で閲覧できます。

別紙 IV – 法域固有の条件

カリフォルニア：

- (1) カリフォルニア居住者の個人データの処理については、以下の追加条件が適用されます：
 - a. 各当事者は、California Privacy Rights Act(「CPRA」)で修正された California Consumer Privacy Act(「CCPA」)(総称して「California Privacy Law」)を順守するものとします。
 - b. 本契約に基づきエンドユーザーに代わって処理(California Privacy Law で定義)するために、Brainが「消費者」(California Privacy Law で定義)のエンドユーザー個人データ(本別紙の目的上、California Privacy Law で定義された個人データ)を受領する範囲において、Brainは以下を行うものとします：
 - i. California Privacy Law に基づき、エンドユーザーの「サービスプロバイダー」となること；
 - ii. 本サービスの特定の目的、または California Privacy Law で許可された目的以外の目的で、個人データを保持、使用、または開示しないこと。これには「ビジネス目的」(California Privacy Law で定義)が含まれます；
 - iii. サービスプロバイダーから Brain 個人データを開示される、または当該データへのアクセス権を提供される、認可済み業務委託先または第三者は、同様の義務に服することを確認すること；
 - iv. 本サービスの提供以外の「商業目的」(California Privacy Law で定義)のために、個人データを保持、使用または開示しないこと；
 - v. 自分または他の第三者の目的のために個人データを処理しないこと。疑惑を回避するために、サービスプロバイダーは、California Privacy Law で定義される「販売」または「共有」を行わないものとします。サービスプロバイダーは、個人データに関連して、サービスプロバイダーが California Privacy Law で定義される「サービスプロバイダー」から逸脱する行動を取らないものとし、適用される契約および適用されるプライバシー法に基づく制限を理解していることを証明します。California Privacy Law または現在もしくは将来適用される他のプライバシー法に基づくサービスプロバイダーの地位に適合しその地位を維持するためにサービスプロバイダーに求められる義務は、本文書のサービスプロバイダーの明示的義務として、参照によって組み込まれると見なされます；
 - vi. サービス完了後、サービスプロバイダーはお客様の指示によって、お客様に代わって処理したすべての個人データを削除し、削除が行われたことを証明するか、またはお客様に代わって処理したすべての個人データをお客様に返却し、既存コピーを削除するものとする；
 - vii. 適用される契約の規定通り、California Privacy Law のコンプライアンスに対処するうえでお客様に協力し、お客様を支援すること。これには、消費者の要求に応じて、要求された個人データを提供すること、および個人データを訂正もしくは削除する

こと、またはかかる要求に応じて、California Privacy Law で定義された機微な個人データの使用を制限することが含まれますが、これらに限定されません；

- viii. California Privacy Law に基づく Brain の義務に一致する方法で移転された個人データをサービスプロバイダーが使用していることを保証する目的で、合理的な評価を含む合理的および適切な措置を講じる権利をお客様に与えること。サービスプロバイダーは、California Privacy Law の要件をもはや順守できないとの決定を下した場合、お客様に直ちに通知しなければなりません；
- ix. サービスプロバイダーによるお客様の個人データ処理に適用される範囲において、California Privacy Law で義務付けられているものと同水準のプライバシー保護を順守し、提供すること。さらに、サービスプロバイダーは、個人データを処理するすべての業務提携先に、適用可能な範囲で California Privacy Law の要件も課します；および
- x. 個人データにプライバシー権の行使を求める個人からの要求への対応に関連する、エンドユーザーの書面指示に速やかに(いかなる場合でも受領後 7 日以内に)従うこと。

- (2) Brain が業務委託先、サービスプロバイダーまたは第三者にエンドユーザーの個人データの処理を許可する場合、Brain は、当該業務委託先、サービスプロバイダーまたは第三者が CCPA に定義される「サービスプロバイダー」であり、California Privacy Law で定義される「第三者」ではないように、契約を締結するものとします。

カナダ：

- (1) カナダ居住者の個人データの処理については、以下の追加条件が適用されます：
 - a. 復処理者がカナダ居住者に関連するエンドユーザー個人データを処理する範囲において、当該復処理者は、Personal Data Protection and Electronic Documents Act に基づく第三者であり、Brain は、本追加契約に記載されたものと実質的に同様の保護を伴う書面契約を締結しています。さらに、Brain は、かかる復処理者に対して適切なデューデリジェンスを実施します。

別紙 V 標準契約条項

標準契約条項

欧州議会および理事会規則 (EU) 2016/679 に従った十分なデータ保護水準を確保していない第三国で設立された処理者への個人データ移転のための標準契約条項に関する 2021 年 6 月 4 日付け欧州委員会実施決定 (EU) 2021/914 を考慮し

エンドユーザー (EULA で定義)

上記表で特定されたデータ輸出組織 (「データ輸出者」)

- および -

Brain Corporation

(「データ輸入者」)

各「当事者」; 合わせて「両当事者」は

別紙 I で指定された個人データのデータ輸出者からデータ輸入者への移転について、個人のプライバシーおよび基本的権利と自由の保護に関する十分なセーフガードを示すために、欧州議会および理事会規則 (EU) 2016/679 に基づく第三国で設立された処理者への個人データ移転のための標準契約条項に関する 2021 年 6 月 4 日付け欧州委員会実施決定に従った欧州経済領域のデータ管理者から米国のデータ処理者への個人データの第三国への移転に関する契約条項 (本条項) に同意しました。

本条項は、以下の通り選択されたオプションおよびオプションモジュールを参照して本文書に添付されます:

- すべてのセクション: Module TWO
- セクション II、9(a)条: OPTION 2、復処理の一般的許可書。
- セクション II、11(a)条: OPTION NOT INCLUDED
- セクション IV、17 条: OPTION 1、データ輸出者の所在地。
- セクション IV、18 条: データ輸出者に関連する法域。

付属書 I、II、III、および IV は本文書条項に添付されています。

別紙 V 付属書 I

A.当事者のリスト

データ輸出者：エンドユーザー、データ管理者（EULA で定義）

データ輸入者：Brain Corporation、データ処理者

B.移転の内容

両当事者は、Brain の処理活動が本追加契約の別紙 I に記載されていることに同意します。

別紙 V 付属書 II

データセキュリティ確保のための技術的・組織的対策を含む技術的・組織的対策。

両当事者は、技術的・組織的対策が本追加契約の別紙 II に記載されていることに同意します。

別紙 V の付属書 III

復処理者のリスト

両当事者は、承認された復処理者のリストが本追加契約の別紙 III に記載されていることに同意します。

別紙 V 付属書 IV

当事者らは、標準契約条項は EEA から移転されたエンドユーザー個人データに十分な保護水準を確保できる適切なセーフガードであることに同意します。データ処理者は本決定を裏付ける移転影響評価を文書化しており、当該評価は書面要請によってデータ管理者に提供されます。